

広島県告示第七百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画道路三・四・二〇二号新市宮内線、三・四・二七六号王子帰り線、三・四・六四一号一文字堤防線、三・二・〇〇五号新市駅家線、三・三・〇〇二号駅家神辺線、三・四・二二六号中野駅家線、三・四・六二四号沖野上箕島線、三・四・六二五号福山駅箕島線、三・五・二〇三号新市井原線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦